

判定士だより

KANAGAWA
VOL-19 2012



「判定士だより」は、神奈川の判定士に応急危険度判定に関する最新のニュースを提供することを目的に、年に1回、神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下「協議会」という。）が発行しています。

目次	特集1 東日本大震災における判定活動について	・・・ 1
	特集2 平成23年度応急危険度判定調査参集・模擬訓練	・・・ 4
	Q & A 講習会での質問等に対する回答	・・・ 6
	協議会ニュース・県内各地の応急危険度判定訓練	・・・ 8
	インフォメーション	・・・ 11

平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とする非常に強い地震「東北地方太平洋沖地震」(マグニチュード9.0)が発生しました。神奈川県内においては最大震度5強が観測され、全国的にも甚大な被害をもたらしました。一年が経過した現在でも、被災地では復旧・復興活動が行われています。この史上稀にみる大震災の状況下で、余震等による被災建築物の倒壊等の危険性を判定し、人的二次災害を防止する目的で「応急危険度判定」が被災地で行われました。

被災地の応急危険度判定活動

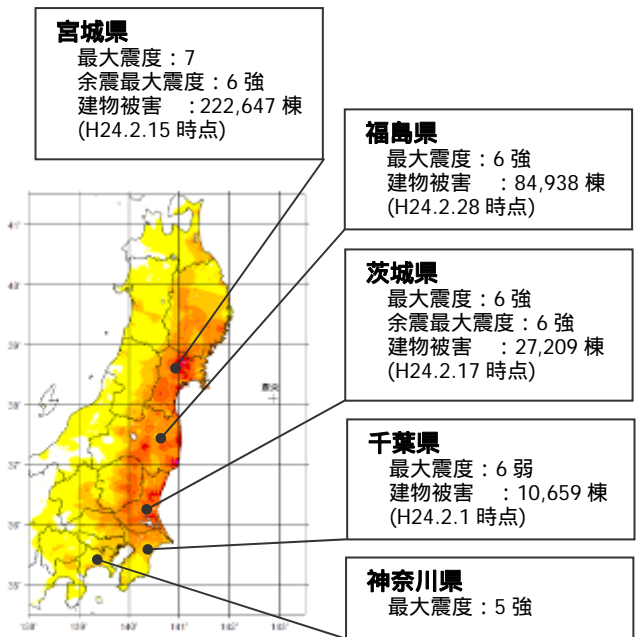
(1) 地震の概要と建築物の被害状況

東北地方太平洋沖地震は、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県で震度6強を観測しました。

揺れの特徴は、長周期地震動が広範囲で発生し、戸建住宅の被害をもたらすような周期の揺れは比較的小さかったことがあげられます。

しかし、地震に伴い、特に東北から関東の太平洋沿岸を中心に観測された巨大津波により、甚大な被害が発生しました。

現在でもなお、余震への警戒を要する状況ですが、大きな余震が本震直後から相次いで発生し、被害をさらに拡大させました。



(2) 判定の実施状況

応急危険度判定は、10都県で実施されました。

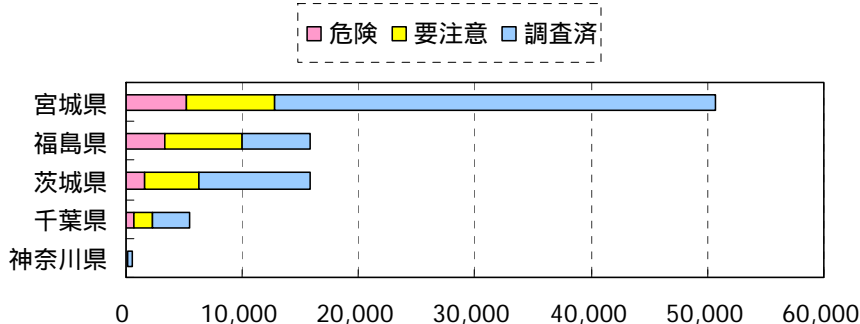
主な被災地の判定結果は次のとおりです。

東北地方太平洋沖地震
震度分布図
(気象庁ホームページ)

住家の全壊及び半壊の合計
(県ホームページ公表)

(国土交通省発表応急危険度判定実施状況 平成23年8月1日現在)

県 (実施市町村数)	実施期間	危険 (赤)	要注意 (黄)	調査済 (緑)	合計
宮城県 (30市町)	平成23年3月11日～5月10日 (61日間)	5,200 (10%)	7,553 (15%)	37,968 (75%)	50,721
福島県 (31市町村)	平成23年3月12日～5月31日 (81日間)	3,314 (21%)	6,718 (43%)	5,775 (36%)	15,807
茨城県 (28市町村)	平成23年3月12日～3月25日 (14日間)	1,561 (10%)	4,684 (29%)	9,618 (61%)	15,863
千葉県 (8市町)	平成23年3月11日～4月1日 (22日間)	677 (12%)	1,625 (30%)	3,213 (58%)	5,515
神奈川県 (13市町)	平成23年3月11日～4月13日 (34日間)	14 (3%)	81 (15%)	446 (82%)	541



判定活動にあたっては、応急危険度判定自体を知らない住民も多く、「り災証明」との違いなどについても説明しなければならなかったため時間を要したという報告がありました。

前頁の判定結果からも分かりますが、今回の実施期間は長期にわたりました。その要因については、次のようなことが考えられます。

地震発生後、情報の遮断、市町村等庁舎及び道路・橋梁の被災等により、被災状況の把握に苦慮し、判定実施の要否の判断に時間を要した。

ガソリンの供給不足や宿泊場所の確保が困難だったことにより、広域支援の要請を断念又は中断せざるを得なかった。

余震により建築物の倒壊などの被害が拡大し、判定が繰返し実施された。

判定士の派遣（宮城県牡鹿郡女川町）

国及び宮城県からの応急危険度判定士派遣支援要請を受け、神奈川県からは、県庁及び相模原市役所の行政職員の判定士が、派遣されました。ここでは、県職員が経験した派遣概要を報告します。

（１）判定士の派遣概要

派遣期間

平成23年4月22日（金）～25日（月）4日間
（22日（金）、25日（月）は移動日）

派遣判定士

神奈川県職員2名、相模原市職員2名

判定地区（県職員は上四地区を担当）

宮城県牡鹿郡女川町

上二地区、上三地区、上四地区

神奈川県と相模原市は隣接した地区を判定

（２）派遣先（女川町）の被災状況

（平成24年2月15日現在、宮城県HP）

死者数：575名

行方不明者数：347名

住宅、建物被害（全壊数＋半壊数）：3,261棟



【津波被害】



【道路状況】

（３）判定地区（上四地区）の概況

本地区は、南側（女川バイパス側）の丘陵地から北側（旧道側）へ向けて、一部ひな壇状に宅盤造成されました。そのため高低差が著しく、鉄筋コンクリート造、石積みなど多様な擁壁（土留め）がみられました。

また、地山を切土した部分、沢部を埋め立てた部分が混在しており、建物被害もこの地盤性状による影響を多分に受けていると推測されます。

さらに、津波は役場やJR石巻線女川駅を含む漁港周辺を壊滅させ、本地区の旧道沿いの低地部に存する家屋も同様に壊滅的な被害を受けました。

道路の部分は、瓦礫はほぼ撤去されており、車両通行は可能でした。



【被災前】



【被災後】

赤線囲み部分：上四地区

(4) 県職員判定士の判定活動

平成23年4月23日(土)

判定第1日目 天気: 雨

8 **08:30 宿舎 出発**

9 **09:00 現地災害対策本部 着
判定作業開始**
・ 地区毎の住宅地図に番号(調査表における調査番号)を記入した後、現地へ向う。



12 **12:14 午前の判定作業終了**
・ 風雨の悪条件にかかわらず、約2時間で10件の判定作業を順調に実施。

13 **13:37 判定作業再開**



16 **16:23 午後の判定作業終了**
16:40 現地災害対策本部 着
・ 本日の判定結果を報告。

17 **17:15 宿舎 着**
・ 判定業務を効率的に行うため、調査表及びステッカーの判定員番号等、先に記入できるものは記入。

判定結果 1 日目

危険(赤) 2件
要注意(黄) 7件
調査済(緑) 11件 計 20件

4月23日~24日の判定結果

	危険(赤)	要注意(黄)	調査済(緑)	合計
神奈川県	10	18	22	50
相模原市	7	26	3	36
合計	17	44	25	86

平成23年4月24日(日)

判定第2日目 天気: 晴

8 **08:00 宿舎 出発**
・ 災害対策本部に寄らず、現地に直行。

9 **08:16 現地 着、判定作業開始**
・ 前日の判定作業で貼ったステッカーを見たと思われる周辺住民から「うちはいつ見てくれるのか?」「大丈夫なのか?」質問を受ける。また、前日とは違って在宅している住民が多く、判定内容及び結果の説明をしながらの判定作業となる。

12 **12:13 午前の判定作業終了**
・ 午前中、約4時間の判定作業で19件の調査を実施。天候と昨晚の事前準備が功を奏したと思われる。

13 **13:02 判定作業再開**



16 **16:18 午後の判定作業終了**
・ 他地区を担当していた相模原市の協力もあり、『上四地区』の全建物の調査完了。

17 **17:07 現地対策本部 着**
・ 判定結果は、宿舎に戻り取りまとめ後、明朝に報告。

18 **17:50 宿舎 着**
・ 調査書のとりまとめ。

判定結果 2 日目

危険(赤) 8件
要注意(黄) 11件
調査済(緑) 11件 計 30件

(5) 判定活動を終えて

- ・ 震源地は判定地区の東方に位置しており、この向きと直交する南北方向に築造されたブロック塀の倒壊、落下等の被害が多くみられました。
- ・ 隣地との空気がほとんどないギリギリの建物配置のため、建物外周を一周して調査すること自体が困難な場合が多くありました。
- ・ 高低差のある住宅地の場合、『隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険』を判定するためには、下側の宅地からだけ見ても分からず、建物及び敷地全体を総合的に調査する必要があると思われました。
- ・ 屋根瓦は総じて落下、破損をしており、地震に対する脆弱さ露呈していました。
- ・ 住民の方々は総じて好意的であり、多くの感謝の言葉をいただきました。



【危険(赤): 前面道路の崩落状況】



【危険(赤): 擁壁の崩落状況】

協議会では、毎年、判定士の皆さんと一体となって実践的な訓練を行っています。

平成23年度は、木造建築物を用いた模擬訓練を、相模原市営仲町第2、第4団地（木造平屋）で実施し、民間判定士26名、行政職員判定士40名が参加したこの訓練の様子を紹介します。

判定調査参集・模擬訓練



供試体(建物)



供試体(建物)

(1) 判定士の支援要請伝達訓練

平成23年11月15日に、相模原市から神奈川県に判定士の派遣要請がなされ、県から各自治体を通じて、参加する判定士に参集場所、時間等を連絡し、応援の要請を行いました。

(2) 判定士の参集

応援要請を受け、訓練に参加する判定士は、翌日の11月16日に津久井中央公民館に参集しました。



(3) 受付

受付で、判定士の皆さんの健康状態を確認し、判定手帳と腕章を携帯しているかを確認し、受付簿に登録しました。



(4) 判定作業事前説明

コーディネーターにより、調査方法や判定作業の注意事項について説明がありました。



(5) 調査機材の受取、移動

判定に必要な調査機材を受け取り、2人1組で、判定会場へ徒歩で向かいました。



(6) 判定作業

模擬訓練では、相模原市営仲町第2、第4団地(木造平屋)の2棟を供試体として判定作業を行いました。判定作業の流れを実際の木造建築物の応急危険度判定作業の手順に沿って説明します。

建物概要の把握
(用途、構造、階数、建物寸法などを確認)

💡 地図上の位置は、2人でしっかり確認しましょう。



落下危険物の調査・転倒危険物の調査

💡 安全作業のため詳細調査の前に確認しましょう。



隣接建物、周囲地盤状況の把握

💡 周囲の状況把握は、安全な判定作業をする上でも重要です。



構造躯体の不同沈下の確認

💡 基礎の状況、床や屋根の落ち込み等により不同沈下の有無を調査します。



建築物の1階の傾斜、壁の被害等の確認



💡 建物の傾斜した側で作業すると危険です。

調査結果のまとめ、コメントの記入
判定標識の貼付



💡 コメントは調査表と同じものを記入しましょう。

(7) 調査機材の返却、報告

調査機材の返却、判定結果の報告をします。



(8) 判定例の参考説明

コーディネーターが調査表の各項目と総合判定の説明、判定結果に対するコメントが行われました。



(9) 終了、解散

約二時間半の模擬訓練が終了。判定士の皆さん大変お疲れ様でした。

判定結果の集計

判定結果集計表 (平成23年11月16日 判定士 - 33組)

建築物名称	建 物			建 物		
想定判定結果	危険 (赤)			調査済 (緑)		
調査時の着目点	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の1階の傾斜 ・基礎の被害 ・外装材の被害 			<ul style="list-style-type: none"> ・基礎の被害 ・外装材の被害 		
訓練判定結果 (判定標識)	調査済	要注意	危険	調査済	要注意	危険
	0組	22組	11組	13組	19組	1組
判定士が貼付した判定標識の主なコメント(要約)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物に傾斜がある。 ・外装材に落下する危険あり。 ・ガラスに破損があり、危険。 			<ul style="list-style-type: none"> ・外観調査のみ実施。 ・外壁に一部ひび割れがあります。 ・軒天落下に注意してください。 		

訓練参加者の感想等

木造以外の構造も判定してみたい。
時間は短いと感じたが、実践的な訓練で感覚をつかんでおくことは、大変重要であると感じた。

より多くの判定士の方にこのような体験をしてもらうことが必要と考えます。

年に複数回実施してほしい。

等々、貴重なご意見を頂きました。



総 評

建物 の想定判定結果は「危険 (赤)」でしたが、傾斜の測定位置の違い等によって「危険 (赤)」と「要注意 (黄)」とに判定結果が分かれました。

建物 の想定判定結果は「調査済 (緑)」でしたが、経年劣化により建物全体の老朽化が目立った為、判定結果は想定より厳しい傾向となりました。



講習会での質問等に対する回答

平成23年度応急危険度判定講習会において受講者からいただいたご質問のうち、複数の質問があった項目について回答いたします。また、これまでのご質問やご意見等については、協議会ホームページをご参照ください。

(<http://www3.ocn.ne.jp/~ka.singo/soudan.htm>)

なお、文中の手帳ページは改訂版の応急危険度判定手帳（緑表紙）を使用していますが、手帳は印刷年度により若干ページが異なります。文中()内のページについては、ウラ表紙に透明ポケットが付いている手帳ページです。

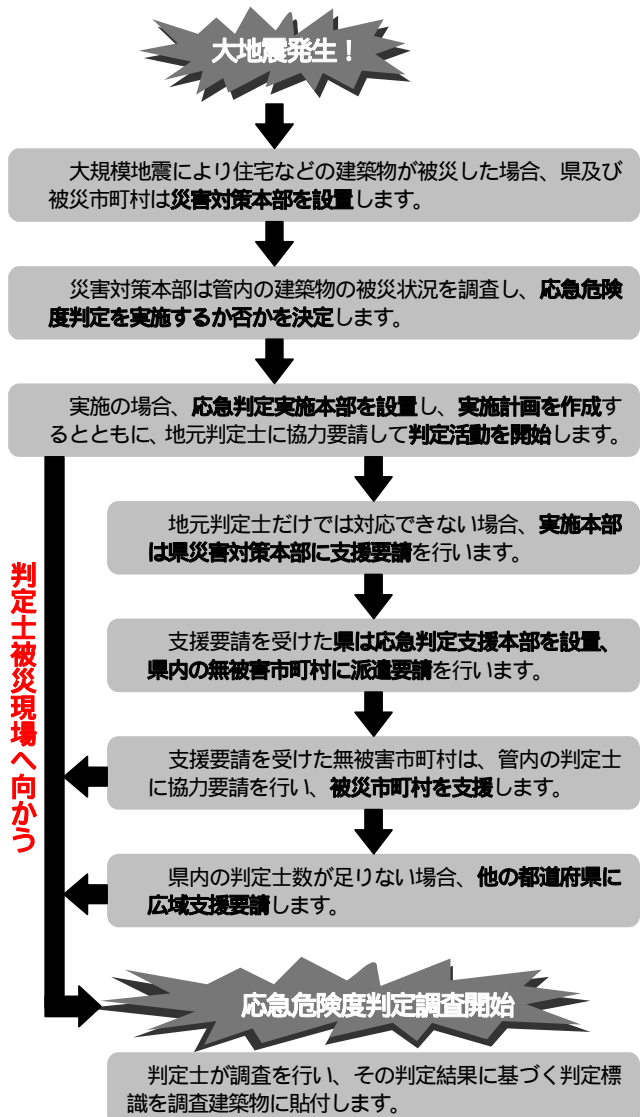


制度編（講習会、訓練、補償等）

Q - 1 「応急危険度判定」はいつ、誰が、行うのか。

A - 1 「応急危険度判定」は地震発生から1～2日後から余震が繰返し発生する2週間くらいの間に、市町村から依頼を受けた「応急危険度判定士」が行います。判定の流れは、次のとおりです。

判定の流れ



Q - 2 模擬訓練を年1回程度行っていますが、申込方法、日程等いつ発表されるのか。

A - 2 協議会事務局または、市町村担当課にお問い合わせください。また、協議会のホームページでも模擬訓練の開催予定をお知らせしますのでご覧ください。

Q - 3 判定活動時の行動として現地へ行く方法・交通費・宿泊費はどうか。

A - 3 参集場所までは実費になります。参集場所から現地までの移動手段、費用及び宿泊費等は災害対策本部の判断によります。

Q - 4 県内外に引越した場合に手続きはどうか。

A - 4 県内に転居する場合は、居住地のある市町村の支部に登録を移す必要があります。変更届に変更事項を記入し、提出してください。
居住地や勤務地が共に県外となる場合は、転居地の都道府県に対して事務手続が必要となります。各都道府県の担当課をお知らせしますので、当協議会事務局までお問い合わせください。なお、判定士の認定要件が各都道府県により異なることがありますのでご了承ください。

Q - 5 被災地へ派遣要請される場合、年齢等は考慮されるのか。

A - 5 一般には、応急判定実施本部へ受付した順番でペアを組んでいただくこととなりますが、経験や土地勘の有無、年齢、健康状態等を考慮して調整する場合があります。

Q - 6 用具（リュック、作業着、判定用具、その他）の準備とその内容はどうか。

A - 6 協議会では、有事に備え判定資機材の備蓄を行っていますが、数に限りがあります。また、他都道府県では機材等が備蓄されていない場合もありますので、判定手帳のP21（P24）を参考に、持参できるものがあれば用意してください。



<p>Q - 1 実際に現地に行って診断できるのか。</p>	<p>Q - 8 要注意のケースで居住者から生活して良いか否か聞かれた場合の対応は。</p>
<p>A - 1 協議会では年1回模擬訓練を実施し、判定技術の向上を図っています。また、参加できない人には判定士だよりやホームページに状況を掲載していますので、参考にしてください。</p>	<p>A - 8 手帳 P23～P25(P27・P28)を参照し、判定士として、また、建築専門家として知識、経験を基に適切に回答してください。</p>
<p>Q - 2 鉄骨造の場合、外観調査では、柱が仕上材で見えないことが多いと思うが、その場合どうすればよいのか。</p>	<p>Q - 9 アスベストが社会問題となっているが、判定活動時の対応はどうすべきか。</p>
<p>A - 2 判定士の方の安全が第一ですので、安全が確認できない状況では、外観調査で結構です。なお、コメント欄に外観調査のみであることを記載してください。</p>	<p>A - 9 昭和63年に吹付けアスベストの粉じん飛散防止対策が謳われて以来、飛散性アスベストの対策は進んでいると思われませんが、非飛散性アスベスト製品が使われた建物はまだかなりの数があると推測されます。破損していない限り飛散性は少ないようですが、判定活動中に疑わしい製品を認めた場合は、判定標識の注記欄に記入して近づかないよう周知すると共に、封じ込め作業を実施すべきか検討するためにも判定実施本部に注意が必要である旨を連絡してください。 また、マスク類は備蓄していませんので、防塵のためにも持参されるようお願いいたします。</p>
<p>Q - 3 判定時に危険なものがある場合、それを取り除いてよいのか。</p>	<p>Q - 10 『罹災(りさい)証明』との違いを聞かれた場合、どのように答えたらよいのか。</p>
<p>A - 3 判定士の方の安全が第一ですので、危険箇所には立ち入らず、コメント欄にその状況を記載してください。</p>	<p>A - 10 「応急危険度判定は、あくまで二次災害を防ぐことを目的としており、『罹災(りさい)証明』とはまったく関係ありません。」と回答してください。</p>
<p>Q - 4 調査表1で一见して危険と判定したら、調査2、3はやらなくてもよいのか。</p>	<p>Q - 11 鉄骨造判定で、筋かいの座屈はどのように判定すればよいのか。</p>
<p>A - 4 調査表1で一见して危険と判定したら、該当欄に記入し総合判定に進み調査を終了してください。</p>	<p>A - 11 筋かいが座屈している場合は、その筋かいは破断していると判断し、部材の座屈でカウントするのではなく、筋かいの破断率の方でカウントしてください。</p>
<p>Q - 5 Aランクの場合、内観調査を行うことが望ましいとの説明であったが、居住者の了解を得て実地する必要があるか。その際、内壁にクラック等があった場合は判定ランクを変えるのか。</p>	<p>Q - 12 判定活動はW、S、RC造でどの程度の割合になるのか。</p>
<p>A - 5 居住者の了解を必ず得てください。不在であれば、外観より判断をしてください。その際、内壁にクラック等があった場合は判定ランクを変更してください。</p>	<p>A - 12 新潟県中越沖地震での神奈川県のパイロット判定士の判定活動は、木造が91%、鉄骨造が8%、RC造が1%というような割合でした。判定結果は「調査済」が59%、「要注意」が27%、「危険」が14%でした。</p>
<p>Q - 6 調査項目の1、2、3の調査順番を、「1 3 2」としている理由は何か。</p>	<p>Q - 13 「周辺地盤」の周辺とは、どの位までのエリアをしめすのか。</p>
<p>A - 6 事前に落下危険物を調査することで、調査中の判定士の安全を確保するためです。</p>	<p>A - 13 調査対象建築物の敷地に影響を及ぼす範囲と考えます。手帳 P29(P33)を参照してください。</p>
<p>Q - 7 判定結果の責任は本部が負うとあるが、判定のジャッジに迷うようなケースはどうすれば良いか。</p>	<p>Q - 14 不同沈下は、経年によるものも考えられるが、どのように判断するのか。</p>
<p>A - 7 判定の際のポイントは、お配りした「応急危険度判定手帳」に記載してありますので、判定活動中は常時携帯し、迷うようなケースがあれば参考にしてください。また、判定活動は2人1組になって行いますので、両名でご相談の上判定していただければ判定内容が平準化すると思われれます。なお、協議会では実際の建築物を利用した模擬訓練を毎年実施していますので、経験を積むためにもご参加下さい。</p>	<p>A - 14 建築物の倒壊等による二次災害を防止するものでありますので、判定時の建築物の状況で判定してください。</p>

県内各地の応急危険度判定訓練

ここでは、協議会が開催した応急危険度判定訓練のほかに、平成23年度に県内各市町村が独自に開催した応急危険度判定訓練について紹介します。

厚木市総合防災訓練

実施日：平成23年9月4日（日）

場所：厚木中央公園、厚木市庁舎、ぼうさいの丘公園他

参加者：市民：約1万6千名、市職員応急判定士：34名

訓練内容：市庁舎を災害本部として開設する可否について、市職員が応急危険度判定を行いました。

また、市の応急危険度判定行動マニュアルにより被災時に判定を担当する建築物を確認しました。



茅ヶ崎市総合防災訓練

実施日：平成23年8月21日（日）

場所：茅ヶ崎市立松浪小学校

参加者：約1,000名、市職員応急危険度判定士：2名

訓練内容：市職員応急危険度判定士が、校舎及び体育館を被災建物と想定し、応急危険度判定訓練を行いました。

あわせて、避難所の運営配備職員に対して、施設の安全確認の手法について説明を行いました。



大磯町応急危険度判定訓練

日時：平成23年8月21日(日) 9時～12時
場所：大磯小学校ほか4小中学校体育館、福祉センター 他
参加者：都市計画課9名 建設課2名 合計11名
訓練内容：判定士及びびびト職員が1組となり、対象建築物の傾斜、基礎や外壁の被害、落下危険物等の有無を調査し、建物の危険度を総合的に判定しました。



海老名市応急危険度判定士 参集訓練・判定講習会

日時：平成24年3月3日(土) 午前10時～12時
場所：海老名市役所 附属棟D会議室
訓練内容：海老名市の全応急危険度判定士(138名)を対象に参集訓練を行い、参集した判定士に対し応急危険度判定士講習会を実施しました。
講習会内容： 応急危険度判定制度・技術について(ビデオ) 東日本大震災における被災建築物状況()



コーディネーター・シナリオ演習の実施

大規模地震発生時に設置される神奈川県及び被災市町村の災害対策本部では、被害状況等を早急に把握し、様々な応急対策を迅速かつ的確に実施していく責務があります。

その応急対策の一つとして、「応急危険度判定活動」があり、その際に多くの判定士の方の受入れや判定活動が円滑かつ効果的に行えるよう行政職員が「コーディネーター」として判定士の方々のサポートをいたします。

協議会では、この「コーディネーター」が地震発生後の役割を体系的に習得するため、毎年、県及び市町村職員を対象に、大規模地震を想定したシナリオによる図上演習を行い、判定活動実施の際の初動体制等の確立や充実強化を図っています。

平成23年度は、南関東地震を想定地震とし、開催会場である川崎市及び秦野市を被災想定都市として、具体的なシナリオ演習を下記のとおり計3回実施しました。



平成23年10月20日(木): 川崎市役所第4庁舎(56名参加)

平成23年11月18日(金): 川崎市役所第4庁舎(61名参加)

平成24年1月13日(金): 秦野市健康福祉C(45名参加)

応急危険度判定講習会の実施

協議会では毎年、判定士の方を対象とした講習会を県内各地で開催しています。平成23年度は「東北地方太平洋沖地震」の発生などから講習受講者の意識も高まり、新規受講者319名、更新者・聴講者309名、合計628名の方が受講いたしました。

平成24年度の講習会の開催につきましては、下記のとおり予定しております。

開催日	開催地	講習会会場
平成24年7月18日(水)	横浜	横浜市技能文化会館 2階多目的ホール
平成24年9月19日(水)	横浜	横浜市技能文化会館 2階多目的ホール
平成24年10月25日(木)	川崎	川崎市役所第4庁舎 2階ホール
平成24年12月10日(月)	茅ヶ崎	茅ヶ崎市役所分庁舎 6階コミュニティホール
平成25年1月16日(水)	横浜	横浜市技能文化会館 2階多目的ホール

更新手続きについてのお知らせ

判定士の認定の有効期間は5ヵ年ですが、平成12年から認定を辞退される方以外は「自動更新」となりましたので、更新手続きは不要です。

認定の有効期限が近づいた判定士の方には、新しい認定証をご自宅にお送りしています。

このため、住所の変更などがある場合は必ず、判定士の登録や更新に関する窓口である(財)神奈川県建築安全協会(TEL 045-212-4511)にご連絡をお願いします。なお、応急危険度判定士認定申請事項変更届は協議会のホームページからダウンロードできます。

協議会ホームページのご案内

協議会では、判定制度や活動状況等に関する**情報の公開**と「一般」・「判定士になりたい人」・「判定士」の方々の**コミュニケーション**を目的にホームページ（HP）を開設しています。また、「**宅地危険度判定**」制度についても紹介しています。

HPの構成

トップページ

協議会規約

地震のページ

応急危険度判定

宅地危険度判定

協議会で主催する応急危険度判定調査
参集訓練・模擬訓練・講習会のお知らせ
は、このホームページに掲載されます。

応急危険度判定要綱

事業内容

行政担当窓口

トピックス

応急危険度判定・早分かり

過去の応急危険度判定

判定士になりたい方へ

判定士への情報コーナー

応急危険度判定の関係機関

応急危険度判定・質問コーナー

宅地危険度判定・早分かり

行政担当窓口

Eメールアドレス登録のお願い

協議会では、判定士の方にEメールアドレスの登録をお願いしています。判定士の方に**直接情報提供**を行っていくとともに、**災害時の協力要請**の一つの手段として活用していく予定です。登録の方法については、**ホームページ**をご覧ください。

居住地・勤務先等に変更が生じた場合のお願い

ご存知のように、神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱第3条（認定等）の規定には、**神奈川県内在住または在勤**という条件があり、判定士の皆さんは県知事の認定を受けて神奈川県に登録されています。居住地・勤務地等に変更が生じた場合には次のとおりお願いします。

転居等された場合、変更届の提出をお忘れなく！

居住地や勤務地等に変更が生じた場合には、緊急時の電話等による連絡に支障をきたしますので、「**変更届**」の提出をお願いします。

県外へ転居等された場合、事務局にご一報を！

転居等により、**居住地や勤務地共に神奈川県外**となった場合には、転居先の都道府県に登録申請などの事務手続が必要となりますので、事務局にご連絡をお願いします。なお、**都道府県により資格要件が異なる**ことがありますのでご了承ください。

判定士だより

VOL - 19 2012

発行日：平成24年3月30日

発行：

神奈川県建築物震後対策推進協議会

（事務局）神奈川県県土整備局

建築住宅部建築安全課

〒231 - 8588 横浜市中区日本大通 1

TEL 045 - 210 - 1111（内線6257,6258）

作成・編集：

神奈川県建築物震後対策推進協議会

応急危険度判定部会 広報分科会

編集後記

2011年3月11日、1000年に一度ともいわれる未曾有の地震が日本列島を襲いました。この震災を受け、本県においても防災対策の見直しが図られています。

今後予想される新たな震災時は勿論、震災からの復興においても、建築に携わる判定士の皆様の知識や技能が必要となりますので、講習会や模擬訓練等を通じて能力の向上に努め、判定活動に備えて頂きますと共に、震災復興支援にご尽力頂きたいと思っております。今後ともご理解とご協力をお願い致します。

（広報分科会主査市：藤沢市）